

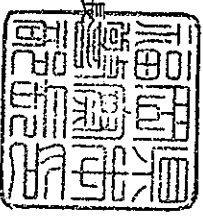


福警組対第334号

平成22年3月2日

福岡県個人情報保護審議会会長 殿

福岡県警察本部長



個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供の制限に関する

例外事項について (諮問)

福岡県個人情報保護条例 (平成16年福岡県条例第57号) 第5条第2項第6号及び第6条
第3号の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 事務の名称
インターネットのホームページによる暴力団員検挙情報提供事務
- 2 所管課名
警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課
- 3 事務の目的
暴力団員の検挙情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行うことにより、県民等の暴力団排除意識の向上を図る。
- 4 識別される個人の類型
検挙した暴力団員 (報道機関に情報提供したものに限る。)
- 5 提供する個人情報の種類
所属する暴力団の名称、役職、住所、氏名、年齢、逮捕日、逮捕警察署及び内容等
- 6 提供の相手方
県民等 (インターネット利用者)

インターネットのホームページによる暴力団員検挙情報の提供について

1 県内暴力団の現状

福岡県は、指定暴力団である四代目工藤會、道仁会、太州会、三代目福博会及び九州誠道会の5団体に加え、六代目山口組有力二次組織の本拠地となっており、本県の公安委員会が指定した団体数は全国最多となっている。

こうした暴力団が、県内の各地区において縄張りを設け、用心棒代などと称して事業者から多大な利益を吸い上げている一方で、これら暴力団からの要求には屈しない事業者には見せしめのような暴力行為を行って、自己の権益の拡大を図っている。

なかでも、北九州に本拠を置く四代目工藤會は、暴力団排除活動に携わる事業者が経営する店舗に爆発物投てき事件を取行するなど極めて悪質な組織である。

そのほか、北九州地区においては、暴力団によるものと認められる建設業者等を対象としたけん銃等発砲事件が多発しており、久留米、大牟田地区においては、道仁会の内紛に起因する九州誠道会との抗争事件が勃発し、手榴弾、機関銃及びけん銃を用いた襲撃事件が相次いで発生するなど、県民を大きな不安に陥れている。

2 県警察の取組

県警察では、現下の厳しい暴力団情勢を受け、本年の最重点目標に「暴力団犯罪の撲滅」を掲げ、暴力団対策に係る各種施策を推進するとともに、県の協力のもと、市町村、県民及び事業者が相互に連携・協力して暴力団排除活動を推進し、暴力団の存在しない安全で安心な県民生活を実現するため、

○ 暴力団に対する利益供与の禁止

○ 暴力団排除教育の推進

などを盛り込んだ全国初となる罰則付きの「福岡県暴力団排除条例」を可決成立させるに至った。

また、平成22年4月1日の「福岡県暴力団排除条例」の施行に向け、福岡県が一丸となり暴力団に立ち向かう姿勢を示すため、県内の各市町村に対し、同様の条例制定を働きかけているところである。

さらに、平成22年1月、警察本部に「暴力団対策部」を設置し、全警察職員が一丸となって各種暴力団対策を強力に推進しているところである。

3 ホームページによる暴力団員検挙情報の掲載の必要性

暴力団員の検挙情報を広く県民に周知することは、犯罪によって生じた県民の不安の解消をはじめ、暴力団を容認する風潮を一掃し、県民の暴力団排除意識の向上に資するものであり、県民が安全で安心して暮らすための公益上の要請に基づくものである。

さらに、本年4月1日に施行される「福岡県暴力団排除条例」においては、県民等に対し、第3条では、暴力団の利用、暴力団への協力及び暴力団と交際しないことを、第5条では、県民の暴力団排除に関する責務として、暴力団排除に資する情報を県に提供することが明記されている。

一方、県には、第3条で県民等との相互の連携と協力、第8条では、県民等の暴力団排除のための自主取組と相互連携を可能とするための県民等への情報の提供その他の必要な支援を求めている。

こうした条例の趣旨を踏まえると、現在県民には、テレビ、新聞、ラジオ等を通じて暴力団員検挙情報をはじめ、暴力団排除及び暴力団被害防止等に関する情報が提供されているが、これに加え、安全安心情報を発信している県警察ホームページでも同様の情報を提供することは、多数のインターネット利用者が存在する現代社会において、県民の自主的な暴力団排除活動への取組に資するとともに、安全で安心な県民生活を実現するために必要不可欠なものである。

※ 報道機関に対する情報提供

県警察では、逮捕事案をはじめ重要事件・事故の発生、社会的反響のある事案等について、社会に対する警鐘、同種犯罪の再発防止、犯罪によって生じた不安の解消、ひいては法秩序への信頼を目的として、報道機関に対し発表を実施している。

この報道機関に対する個人情報提供に当たっては、「個人情報収集、利用・提供に関する例外事項について（答申）」（平成4年9月14日付け4個保審第6号）のとおり、個人情報の内容その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない範囲で行っている。

4 掲載する個人情報の内容等

インターネットのホームページに掲載する個人情報は、県警察が検挙した暴力団員に係る、所属する暴力団の名称、住所、氏名、年齢及び概要等である。これは、前述のとおり、県民の自主的な暴力団排除活動への取組に資するとともに、県民が安全で安心して暮らすための公益上の要請に基づき県民に情報提供するものである。

しかしながら、氏名、年齢等の個人情報を公開することから、「報道機関に対する情報提供」の考え方で示された個人情報内容その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない範囲を踏まえ、

○ 報道機関に情報提供したものを前提とすること

- 県警察ホームページに掲載する期間は、7日間という短期間の掲載とすること

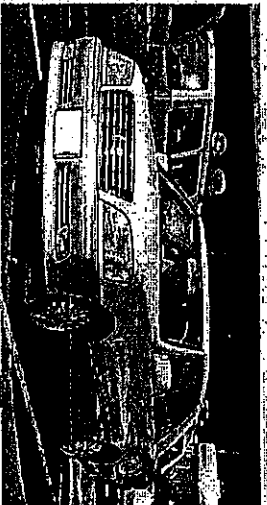
を厳格な要件とすることで、ホームページ掲載により、新たに当該個人の権利利益を不当に侵害することのないようにする。

5 参考資料

- (1) ホームページの掲載例（別紙1）
- (2) 福岡県暴力団排除条例の概要（別紙2）
- (3) 報道機関に対する個人情報提供に関する答申（別紙3）
個人情報収集、利用・提供に関する例外事項について（答申）
（平成4年9月14日付け4個保審第6号）
- (4) 福岡県暴力団排除条例第23条の規定による事実の公表について（別紙4）

1 暴力団員を検挙した事件を報道した新聞記事の例

武雄射殺の容疑者逮捕



五月五日 日軍は、大田原に侵入し、
 大田原を占領した。この時、
 徳川家康は、大田原で戦った。
 この戦いは、大田原の戦いと呼ばれ、
 徳川家康が勝利した。この勝利により、
 徳川家康は、幕府を開いた。

事件の全容解明へ
佐賀県警が既に逮捕状

[illegible]

組員、職質受け発砲

大野城



野郎は上着から取
 り出した拳銃を半信半
 信で一面に照らし、
 かつ一面に照らし、
 う。その後の顔で、
 捕房、拳銃二丁、
 十数発を所せしめた
 とめ分けた。

本と云ふ五曜境で、
 回廊式武鏡一丁を所帯し
 ていた筈いで逮捕され
 だ。
 バイカーを厚く口一
 へたる不埒な重光四郎兼
 が説明して職務質問。そ
 の際、おみ吉にならり、

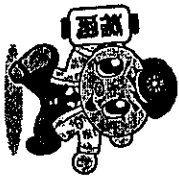
2 県警ホームページへの掲載例

[illegible]

福岡県警からのお知らせ

福岡県暴力団排除条例が制定されました

～平成22年4月1日施行～



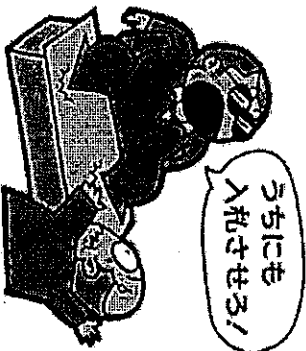
この条例は、福岡県から暴力団を排除するため

- 県、県民及び事業者の果たすべき役割
- 暴力団の排除に関する基本的施策
- 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等について定めています。

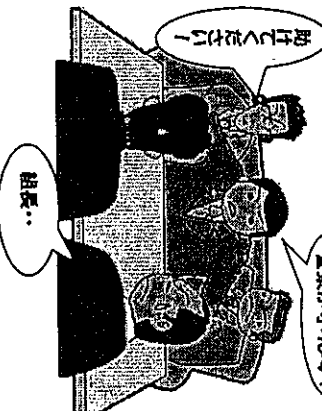


1. 暴力団の排除に関する基本的施策

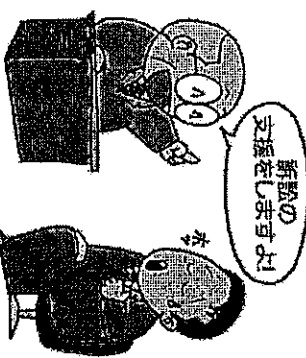
①暴力団員もしくは暴力団（員）と密接な関係を有する者に公共工事の入札に参加させない等、県の公共事務・事業から排除すること



②暴排活動等により、暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対して、警察が保護のために必要な措置を行うこと

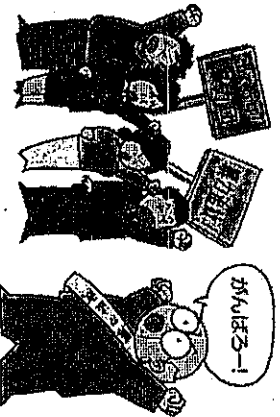


③裁判に要する費用の貸し付けや情報の提供など、暴力団を排除するための民事訴訟に対する支援を行うこと

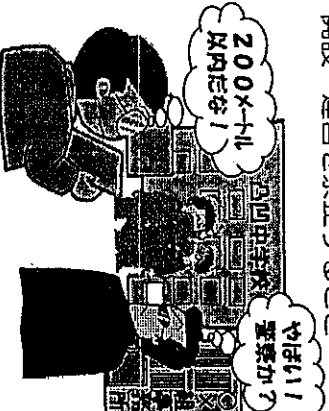


2. 青少年の健全な育成を図るための措置

④暴力団を排除する重要性について理解を深めるため、県が、集会を開催するなど広報及び啓発を行うこと



①青少年のために暴力団事務所のない環境を整えるため、学校等周辺区域において、暴力団事務所の開設・運営を禁止すること



違反した場合は「罰則」

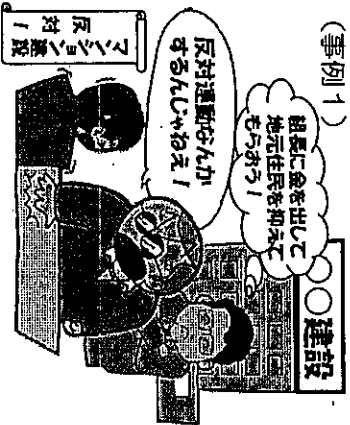
②青少年が暴力団の被害に遭ったり組員にならないための教育が、県・中学・高校等で行われるよう、県が指導・支援すること



3 「産業活動における禁止行為」

①暴力団の威力を利用する目的で暴力団員と商取引をすること

(事例1)



悪質な行為には「罰則」

②暴力団の威力を利用する目的で暴力団員と商取引をすること

(事例2)



悪質な行為には「罰則」

③暴力団に協力する目的で暴力団員に利益の供与をすること

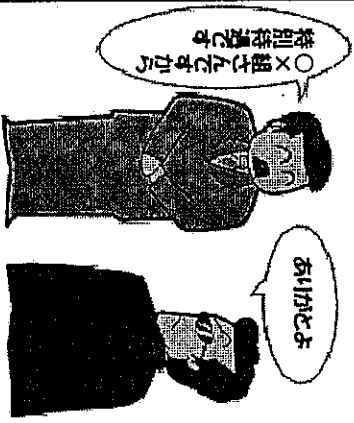


悪質な行為には「勧告・公表」

④暴力団の活動に資するものであることを知りながら暴力団員と取引をすること



⑤暴力団員等に対し、不当に優先的な取扱いをすること

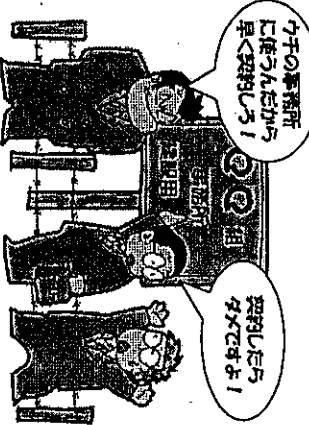


①不動産が暴力団事務所に使用されないよう契約の相手方に利用目的を確認するよう努めること



4 「不動産の譲渡等に関する遵守事項」

②不動産が暴力団事務所に使用されることを知って、不動産の譲渡等をしてはならないこと

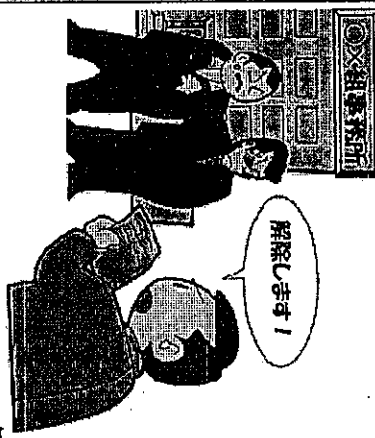


悪質な行為には「勧告・公表」

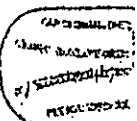
③暴力団事務所に使用された場合、催告なしで契約を解除できる旨を契約内容に含めるよう努めること



④暴力団事務所として使用されていることが判明したとき、契約解除・買戻しをするよう努めること



みんなの力で
暴力団放
福岡県警察



4 個保審第6号

平成4年9月14日

福岡県知事 奥田 八二股

福岡県個人情報保護審議会

会長 近藤 昭三



個人情報の収集、利用・提供に関する例外事項について（答申）

平成4年9月7日付け情個第52号をもって諮問のありました福岡県個人情報保護条例第3条に規定する思想・信条等の収集の制限、同条に規定する本人外収集の制限、同条例第5条に規定する目的外利用・提供の制限に関する各事項については、いずれも適当なものと認めます。
なお、当審議会が適当と認める個別の理由は別紙のとおりです。

3 目的外利用・提供の制限に関する規定の例外事項 (条例第5条第4号)

(1) 共通事務

番号	共通事務	目的外利用・提供を認める理由
1	法律の規定に基づく裁判所からの照会に応じて個人情報を提供する事務 ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。	① 法律の規定に基づく要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を十分に尊重して処理する必要がある。 左記ただし書の要件を満たした当該共通事務における提供については、妥当なものと認める。
2	訴訟当事者である県が訴訟資料として裁判所に個人情報を提供する事務 ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。	① 法律の規定に基づく要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を十分に尊重して処理する必要がある。 左記ただし書の要件を満たした当該共通事務における提供については、妥当なものと認める。
3	行政機関が法令に基づき実施する事務に関して行う照会に応じて個人情報を利用させ、又は提供する事務 ただし、当該行政機関が法令に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性が求められ、当該個人情報を照会することについて合理的理由があり、かつ、いずれの場合も当該	① 当該行政機関が法令に基づき事務を遂行するために必要な情報であり、当該個人情報を使用する公益上の必要性が認められる。 ② 当該個人情報を利用し、又は提供を受けなければ、当該行政機関は改めて本人から収集しなければなくなる等、時間、経費がかかるとともに、本人にも負担をかけるので、行政運営の効率化、行

	個人情報の内容、当該個人情報を使用する目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。	政サービスの向上の観点から回答する必要がある。 ③ 行政機関は、住民の福祉の向上を図るため相互に協力して適切な事務執行を行うことが要請されている。 ④ 当該行政機関が本人から収集できないことについて合理的な理由がある場合がある。 ⑤ 当該行政機関の職員も守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が開示されるおそれがない。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の利用・提供については、妥当なものと認める。
4	弁護士法の規定に基づく弁護士会からの照会に応じて個人情報を提供する事務 ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。	① 強制力はないが法律の規定に基づく照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を十分に尊重して処理する必要がある。 左記ただし書の要件を満たした当該共通事務における提供については、妥当なものとする。
5	実施機関が行う他の事業の案内又は刊行物の送付のため名簿等の個人情報を当該実施機関内に利用させ、又は当該実施機関以外のもので公益性を有する団体等に提供する事務 ただし、案内又は刊行物の送付による利益を受けるのは当該個人であるので、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除く	① 実施機関が実施した事業の参加者等に対して、当該実施機関又は当該実施機関以外のもので公益性を有する団体等が、関連する事業の案内をし、又は関連する刊行物を送付することは、当該個人が通、常予測している範囲内である。特に、既に案内状又は刊行物を送付してきている場合は、本人が了解していると判断され

番号	共通事務	目的外利用・提供を認める理由
	く。	① 需要が見込まれる場合であり、事業の案内、刊行物の送付を効率的に行うことができるので、既に保有している個人情報を利用させ、又は提供する必要がある。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の利用・提供については、妥当なものと認める。
6	講師、委員等の人選のため、個人情報を当該実施機関に利用させ、又は県の他の機関、国、他の都道府県若しくは市町村に提供する事務 ただし、個人情報を取り扱う側の事務上の支障等から本人収集が困難な場合又は本人同意が得難い場合に限る。	① 講師、委員等を選任する機関が、直接本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、講師、委員等の人選の事務の目的達成に支障が生ずるおそれがあるので、当該実施機関が利用させ、又は国等に提供する。 ② 個人情報を利用し、又は提供を受ける機関は、適任者を幅広く求めるため、多くの機関から講師、委員等の実績を収集する必要がある。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の利用・提供については、妥当なものと認める。
7	各種統計作成の資料として個人情報を当該実施機関に利用させ、又は当該実施機関以外のものに提供する事務 ただし、当該統計作成に公益性があり、当該個人情報を利用し、又は提供を受ける者が速やかに特定の個人を識別できない形にして取り扱う場合に限る。	① 個人情報を利用し、又は提供を受ける目的に公益性がある。 ② 特定の個人が識別できない形で取り扱われる場合であり、個人の権利利益を侵害するおそれがない。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の利用・提供については、妥当なものと認める。

8	報道機関の取材、要請に応じて個人情報 を提供する事務 ただし、報道機関を通じて一般県民に知らせることが本来の目的に関連し、矛盾しない場合又は社会的関心が高い等一般県民に知らせる公益上の必要性がある場合で、かつ、いずれの場合も当該個人情報の内容その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。	① 本来の目的に含まれていない場合でも、当該目的に関連し、矛盾しない場合には、本来の目的の達成に資する場合がある。 ② 対象となっている事柄の性質、当該個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等から判断して社会通念上許容される範囲内である場合は、取材に応じ、又は発表することが妥当であり、また、犯罪、事故等特別の理由がある場合は発表する必要性がある場合もある。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の利用・提供については、妥当なものと認める。
---	--	---

福岡県暴力団排除条例第23条の規定による事実の公表について

- 1 事務の名称
インターネットのホームページによる福岡県暴力団排除条例第23条の規定による事実の公表事務
- 2 所管課名
警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課
- 3 事務の目的
福岡県暴力団排除条例第23条第1項の規定による事実の公表を行うもの。
- 4 識別される個人の類型
福岡県暴力団排除条例第23条第1項の規定により公安委員会が公表しようとする者
- 5 提供する個人情報の種類
氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに公表の原因となる事実
- 6 提供の相手方
県民等(インターネット利用者)

事業者の義務

(利益の供与等の禁止)

- 第15条 事業者は、その行う事業の円滑な実施を図るため、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与(以下単に「利益の供与」という。)をすること。
 - 二 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。
- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対象のない利益の供与をしてはならない。

(暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等)

- 第18条
- 2 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第15条第2項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者等に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

(不動産の譲渡等しようとする者等の責務)

- 第19条
- 2 何人も、自己が譲渡等しようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)

- 第20条
- 2 何人も、他人が譲渡等しようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

事業者に対する調査

事業者に対する勧告

- (調査)
- 第21条 公安委員会は、第15条第2項、第18条第2項、第19条第2項又は前条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあるとき、当該疑いのある者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

- (勧告)
- 第22条 公安委員会は、第15条第2項、第18条第2項、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

正当な理由なく説明又は資料の提出を拒否

正当な理由なく勧告に従わない

事実の公表

(事実の公表)
第23条 公安委員会は、第21条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒否し、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

【福岡県暴力団排除条例施行規則】(平成22年福岡県公安委員会規則第3号)

(事実の公表の方法)

- 第6条 条例第23条第1項の規定による公表は、福岡県公報への登載及びインターネットの利用により行うものとする。
- 2 前項の公表の内容は、条例第23条第1項の規定により公安委員会が公表しようとする者(以下「当事者」という。)の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに公表の原因となる事実とする。

(電子計算組織の結合による提供の制限)

- 第6条 実施機関は、次に掲げる場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合により個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。
- (1) 法令に定めのあるとき
 - (2) 以下略

個人情報
保護条例
情報

法令に定めのあるときに該当

ホームページの掲載例



福岡県警察
Fukuoka Prefectural Police

このサイトについて・セキュリティポリシー・サイトマップ
印刷用ページ 簡体字 (English | Korean | Chinese)

文字のサイズ

▼縮小▼標準▼拡大▼

サイト内検索

検索

お問い合わせ

生活安全

刑事

暴力団

交通

地域

警備

公安委員会

警察協賛会

福岡県警察の紹介

県民からのお知らせ

あなたの街の警察署

各種手続コーナー

相談・問い合わせコーナー

交通情報コーナー

特犯情報コーナー

事件手続コーナー

情報提供のお願い

メッセージ

県民から県民の皆様へ

福岡県警察・警察職員

ふっけい安心メール

福岡県暴力団排除条例第23条の規定による事実の公表

氏名	暴力 一郎
住所	〇〇市〇〇区1-2-3
公表の事由となる事実	上記暴力 一郎は、福岡県暴力団排除条例第18条第2項違反の疑いにより、平成〇〇年〇月〇日付け福岡県公安委員会第〇〇号により、福岡県公安委員会から同条例第21条の規定による説明又は資料の提出を求められたものの、正当な理由なくこれを拒んだものである。

名称	有限会社権悪組
代表者の氏名	権悪 太郎
主たる事務所の所在地	〇〇市〇〇区3-2-1
公表の事由となる事実	上記有限会社権悪組は、福岡県暴力団排除条例第15条第2項違反を行ったことから、平成〇〇年〇月〇日付け福岡県公安委員会から同条例第22条の規定による通告を受けていたところ、平成〇〇年〇月〇日頃、再度同条例第15条第2項違反を行い、もって、正当な理由なく同通告に依りなかつたものである。

福岡県警察本部長 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 岡 本 博 志

個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供の制限
に関する例外事項について (答申)

平成22年3月2日福警組対第334号により諮問のあつた福岡県個人情報保護条例 (平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。) 第5条に規定する利用及び提供の制限並びに同条例第6条に規定する電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項については、いずれも公益上必要があると思われるため、下記のとおり適当なものと認めます。

記

1 利用及び提供の制限 (第5条関係)

事務の名称	インターネットのホームページによる暴力団員検挙情報提供事務
所 管 課 名	警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課
個人の類型	検挙した暴力団員 (報道機関に情報提供したものに限る。)
目的外利用・提供の概要	県民等の暴力団排除意識の向上を図るため、暴力団員の検挙情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行う。
利用・提供先	県民等 (インターネット利用者)

2 電子計算組織の結合による提供の制限 (第6条関係)

事務の名称	インターネットのホームページによる暴力団員検挙情報提供事務
所 管 課 名	警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課
事務の目的	暴力団員の検挙情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行うことにより、県民等の暴力団排除意識の向上を図る。
識別される個人の類型	検挙した暴力団員 (報道機関に情報提供したものに限る。)
提供する個人情報の種類	所属する暴力団の名称、役職、住所、氏名、年齢、逮捕日、逮捕警察署、内容等
提供の相手方	県民等 (インターネット利用者)
個人情報の取扱い	電子計算組織の結合による個人情報の提供について (平成18年3月10日17個保審第6号) の別添の表の「個人情報の取扱い」の項による。 ただし、同項中(4)及び(6)を除き、(3)を以下のとおりとする。 (3) 条例第3条第2項第2号及び第4号に規定する事項に関する個人情報は提供されないこと。